
京都総合法律事務所メールマガジン 2024年3月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

大谷翔平選手に注目し、アニメ第1期の最終話で葬送のフリーレンロスになり、尊富士の110年ぶりの快挙に心躍った3月下旬でした。

このメルマガでは、自己研鑽の一環として直近一か月に接した情報を整理し、これは(今すぐ or いつか)役に立つだろうと感じたものをお伝えしています。

メルマガをお読みいただいている皆様への特典として、過去に開催したセミナーのテキストや各種雛型等を無料でダウンロードしていただけるようにしています。

URLは編集後記に記載していますので、どんどんダウンロードしてください。

それでは、今月のメルマガを始めます。このメルマガは無断転送大歓迎です！

契約書チェックサービスについてのPRTIMES STORYが公開されましたので、ぜひご覧ください。

京都総合法律事務所が“矜持と覚悟”をもって臨む契約書チェックサービス

AIと協働し、AIを超える職人的な活動の裏にある想いとは

<https://prtimes.jp/story/detail/ZrXQX1f7Z2b>

当事務所の労務チームリーダーである伊山正和弁護士の新刊、好評発売中です。

ポイント解決！そこが知りたい労務相談

30の悩みをずばり解決！（経営書院）

1日1つずつ読めば30日でイカンジの労務担当になれると思います。

私の労務能力もワンランクアップしました！

★書籍の見どころ★

経営者の立場から労働実務上生じがちな典型的な「課題」をピックアップして 30 の具体的な質問に Q&A 形式で解説

https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref_=cm_sw_r_apan_dp_7DB1FMRFJ91WEQ9Y7A4F

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー情報
- 【4】編集後記

【1】皆様への情報提供

★セミナー★

【経営者・人事労務責任者必見 ハラスメント・コンプライアンス対応セミナー】

テーマ：経営者・人事労務責任者必見 ハラスメント・コンプライアンス

担当：弁護士 高田沙織

日時：2024年5月21日（火）11:00～12:00

会場：QUESTION 4F セミナールーム（京都信用金庫河原町支店のビル）

費用：2000円（税込）

※顧問契約・各種サポートプランご契約の方々は無料です。

概要：様々な企業の顧問弁護士としてハラスメント・コンプライアンス対応に携わってきた当事務所の弁護士が、ハラスメント・コンプライアンス対応を実践するうえでの仕組みづくりを詳しく解説します。社内のハラスメントから会社と従業員を守り、会社防衛を行うためにご参加ください。

<https://kyotosogo-law.com/post-5082/>

【経営者・人事労務責任者必見 カスタマーハラスメント対応セミナー】

テーマ：経営者・人事労務責任者必見 カスタマーハラスメント

担当：弁護士 前田宏樹

日時：2024年6月25日（火）11:00～12:00

会場：QUESTION 4F セミナールーム（京都信用金庫河原町支店のビル）

費用：2000円（税込）

※顧問契約・各種サポートプランご契約の方々は無料です。

概要：様々な企業の顧問弁護士としてカスタハラ対応に携わってきた当事務所の弁護士が、カスタハラ対応を実践するうえでの仕組みづくりを詳しく解説します。カスタハラから会社と従業員を守り、会社防衛を行うために是非ご参加ください。

<https://kyotosogo-law.com/post-5082/>

【YouTubeにて配信中！】

テーマ：2024年4月1日施行「労働条件明示事項に関する法改正」「無期転換権行使の機会付与」の解説

担当：弁護士 伊山正和

会場：YouTube

費用：無料

概要：2024年4月1日により施行される労働条件明示事項に関する法改正と無期転換権行使の機会付与義務について、企業側の立場から労務問題の解決に注力している伊山弁護士が30分の動画でコンパクトに解説いたします。

<https://www.youtube.com/watch?v=O7rdFKZzPak>

【YouTubeにて配信中！】

テーマ：令和5年最高裁判決－5分で押さえるワンポイント解説

担当：弁護士 伊山正和

会場：YouTube

費用：無料

概要：2023年に出た次の4つの最高裁判例について、1つ5分で20分程度にまとめた解説動画です。

- ①「その名は名ばかり残業代」(最判 R5.3.10)
- ②「トイレ判決というなかれ」(最判 R5.7.11)
- ③「何割減とかそうじゃない」(最判 R5.7.20)
- ④「免職・解雇はおおちがい」(最判 R5.6.27)

<https://www.youtube.com/watch?v=NfTyeo4Eto0>

◆労務◆

【ハラスメント対応】

ハラスメント関係のご相談やセミナー依頼を多く頂戴しており、ニーズの高さを感じますので、当面、注意喚起させていただきます。

年々増加するハラスメント対応のためには、

- ① ハラスメント申告についての社内規程の整備
- ② ハラスメント申告があった場合の事実の調査
- ③ 事実の調査に基づく会社としての判断
- ④ 会社の判断に従った当事者への対応

が漏れなく行われなければなりません。

ハラスメント対応に不安がある場合はこちらの記事を参考にお早めにご相談を！

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=984>

【弁護士リチャードソン】

弁護士リチャードソンの直近1か月のポストの中から、超有益ポストをご紹介します。

<日本版DBS>

日本版DBSが実現されそうな勢いですが、「場合によっては解雇も」というお話を盛り込むのであれば、法的拘束力のないガイドラインレベルではさっぱり足りないお話で。最低限、労契法に書き込むぐらいのお覚悟がないのであれば、こんな制度、おやめになった方がよろしいと愚考しております。

誤解のないように予め補足させていただきますが、「労契法に書き込んで制度化せよ」と申し上げているのではなく、法律にその旨を書き込めないような制度は、最初から問題があるのだということを申し上げたいというつもりでございますゆえ念のため。

<同一労働同一賃金>

正社員にはあるのに契約社員にない手当があると、同一労働同一賃金の問題がピンと来るのですが、違いがあることそれ自体ではなく、なぜ違いがあるかの説明ができないことがダメなのですね。この説明が合理的につくならば、違い自体はあり得るわけで。まことに「同一」という言い方がミスリードかと。

<待機時間>

「待機時間」が労働時間にあたるかどうかは実務上バチバチの争点となることが多く、時間的・場所的拘束があったかが重要で。同じく待機でも、要は仕事をせねばならぬ可能性があるかどうかによって労働時間になったりならなかったりもするわけです(福岡高判 R5.3.9)。待機時間、即労働時間に非ずですね。

<1日単位や時間単位の代休>

時間外等勤務をした分、1日単位や時間単位の代休を付与することで、その分の基礎賃金部分を支払わないという仕組みが就業規則上の制度とされる例がありまして。そもそもそういうことが労基法上 OK なのか、なかなか議論があり、ダメとした直近の裁判例(東京地判 R6.1.30)の続報を待っております。

フォローはこちら

https://twitter.com/richaso_law

◆コーポレートガバナンス◆

【監査役監査の基礎知識（自己診断）】

日本監査役協会の HP に掲載されている「監査役監査の基礎知識（自己診断）」がリニューアルされました。

毎月更新されるようですので、ぜひ月 1 回チャレンジしてください。

プロでも満点を取るの難しい問題だと感じましたので、解くというよりも解説を読むというくらいの気持ちで良いと思います。

<https://www.kansa.or.jp/support/knowledge/>

【SNS とリスクマネジメント】

「ちょこっと弁護士 Q&A」に私のコラム「SNS での広報活動で炎上しないためのポイントを教えてください。」が掲載されました。

Q. SNS で広報活動を行おうと思っているのですが、法律に違反したり炎上したりしないための指針を作成したいです。ポイントを教えてください。

https://chokoben.com/media/sns_advertisement_point

【防犯カメラと個人情報保護法】

防犯カメラについて皆様の関心も大きいようですので、再掲します。

防犯カメラ等を利用する際の個人情報保護法の留意点はこのパンフレットを出発点にさせていただくのが良いと思います。

Q. 防犯カメラを設置する際に「防犯カメラ作動中」と掲示するのはなぜでしょうか。

Q. 顔識別機能付きカメラも通常のカメラと同じことを注意すれば良いのでしょうか？

これらの質問の答えにつまづいた方、必見です。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/camera_utilize_handbook202312.pdf

【秘密保持契約に盛り込むべき攻撃技術情報等の取扱いに関するモデル条文】

経済産業省が、「攻撃技術情報の取扱い・活用手引き」及び「秘密保持契約に盛り込むべき攻撃技術情報等の取扱いに関するモデル条文」を公表しました。被害組織を直接支援する専門組織を通じたサイバー被害に係る情報の速やかな共有を円滑に進めるためのものです。

専門組織が非特定化加工済みの攻撃技術情報を共有したことに基づく法的責任を原則として負わないことをユーザー組織と事前に合意するための秘密保持契約に盛り込むべき条文案が示されていますので、ぜひ参考にしてください。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240311001/20240311001.html>

【下請法】

公正取引委員会が、下請法4条1項3号（下請代金の減額の禁止）及び4号（返品の禁止）に違反する事実を認定し、下請法7条2項に基づいて勧告を発しましたのでご紹介します。

下請けとの契約においてこのような事実が存在しないかチェックしてください。

- ① 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、「クーポンサポート」（商品販売時におけるプロモーション（値引き販売）の原資）の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。
- ② 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、「オープニングサポート」（新規開店に際して行うプロモーション（試食や値引き販売）の原資）の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。
- ③ 下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該商品を引き取らせていた。

◆事業再生◆

【ここから始める価格交渉】

中小企業庁が、「ここから始める価格交渉」を公表しました。4 ページで簡潔にまとめられています。

価格交渉のポイントと価格交渉チェックリストを活用し、会社の収益改善を図りましょう！

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/pamflet/hajimeru_kakaku_kosho.pdf

【経営者保証 GL】

金融庁が最高裁判所に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理に関するパンフレットを地方裁判所の窓口等へ備え付けるよう依頼文を発出しました。

また、金融庁が、保証人の自己破産回避に向けた取組みが、今後一層浸透していくことを企図し、経営者保証に関するガイドラインに基づき保証債務整理を行ったことで保証人の自己破産回避に繋がった事例「保証人の自己破産回避に向けた事例集」を公表しました。

お悩みの経営者仲間がいらっしゃいましたら、私達にご相談するようお願いください。経営者保証 GL を活用し、破産を回避して再出発するお手伝いをさせていただきます。

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240131-2.html>

◆知的財産◆**【令和 5 年法律改正解説書】**

特許庁が、令和 5 年 6 月 14 日に公布された不正競争防止法等の一部を改正する法律に基づき、

- ・優先権証明書 オンライン提出のための規定整備
- ・裁定における営業秘密を含む書類の閲覧制限
- ・国際郵便引受停止等に伴う公示送達の見直し
- ・出願審査請求料の減免制度の見直し
- ・意匠の新規性喪失の例外規定の適用手続の要件緩和
- ・他人の氏名を含む商標に係る登録拒絶要件の見直し
- ・商標におけるコンセント制度の導入
- ・e-Filing による商標の国際登録出願の手数料納付方法の見直し
- ・オンライン送達制度の見直し
- ・書面手続のデジタル化（申請）のための改正

の解説書を公表しました。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2023/2023-51kaisetsu.html>

◆広告規制◆

【メルセデス・ベンツ日本株式会社に対する課徴金納付命令（12億3097万円）】

標準装備ではないものを標準装備であるかのようにカタログに表示していた点について、優良誤認表示にかかる課徴金納付命令が発せられました。景品表示法違反の課徴金として過去最高額です。

【車両用クレベリンに対する措置命令】

車両用クレベリンというサービスを提供していた10社に対し、優良誤認表示に該当するとして措置命令が発せられました。

車室内において約3か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていたものの、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠が示されなかったとのことです。

対象となった事業者は超有名企業ですので、除菌ビジネスに対する消費者庁の目が厳しいことはわかった上でのチャレンジだったと思いますが、今後は、広告規制について、ぜひ弁護士の事前チェックを受けていただきたいと思います。

【誇大広告と表示義務違反に対する措置命令（3か月間の業務停止）】

1. 誇大広告

「10冠達成」、「女性に人気のダイエットドリンク No.1」等の表示をしていたものの、委託を受けたリサーチ会社による調査は、対象となった商品と類似商品として4商品を選定し、それぞれの特徴を文章で示した上で、No.1表示の対象とした10項目について、それぞれの特徴から受ける各商品の印象を問うものに過ぎず、しかも、リサーチ会社に登録している会員を対象に行われたものであり、公平・公正な方法で行われた調査ではありませんでした。

2. 表示義務違反

LP上で定期購入契約の特定申込みを受ける場合、当該特定申込みに係る手続が表示される映像面において、

- ・ 定期購入契約に基づいて販売する本件商品の分量
- ・ 商品の販売価格
- ・ 本件商品の代金の支払の時期及び方法

- ・ 本件商品の引渡時期並びに本件定期購入契約の申込みの撤回又は解除に関する事項
(返品・交換は商品到着後8日以内で未開封のもの、かつ誤発送又は不良品に限られ、消費者の都合による返品・交換・キャンセルは一切受け付けないこと及び休止・解約を希望する場合は次回お届け予定日の7日前に電話にて連絡する必要があること等)

を表示していませんでした。

◆消費者契約◆

【適格消費者団体から差止請求を受け削除又は修正に至った条項】

BtoCの契約で次のような条項が契約書や利用規約にある場合は今すぐご相談ください。

- ▲ 事業者が故意又は重大な過失がある場合を含め、事業者の債務不履行又は不法行為により生じた責任を全部免除する条項
- ▲ 会員の同伴者であるビジター利用者が生じさせた損害について会員が連帯責任を負う条項
- ▲ 事業者が会費の一方的かつ無制限の変更を認める条項
- ▲ 施設の利用禁止に関する決定及び入場禁止・除籍に関する決定について、会員等が不服申立てすることを一切認めない条項
- ▲ 退会方法を原則として会員本人（未成年の場合は保護者含む）の来所に限定した上、「やむを得ない理由」により来場が困難な場合にのみ、代理による退会の届出を認める条項

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただけます。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口業務を承っており、実績としては、上場企業、大学、病院等があります。

例えば、ハラスメント外部通報窓口業務の実施ステップは次のとおりです。

- ① 「ハラスメント外部通報窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知
- ② 通報があった場合、貴社ご担当者様にご報告（通報者の意向があれば匿名化処理を行います。）
- ③ ご担当者様と今後の対応についてお打ち合わせ
- ④ 関係者（通報者、対象者、目撃者等）へのヒアリングのサポート又は弁護士による直接対応

⑤ ヒアリングを踏まえた報告書の作成

窓口は即日開設することも可能です。

[https://kyotosogo-](https://kyotosogo-law.com/)

[law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/](https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/)

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

リスクチェックや代替表現まで、広告チェック全般を承ります。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

【カスハラ・クレームガード】

カスハラは企業を悩ます重大なトラブルの一つであり、現場を疲弊させないためにも比較的早い段階から弁護士に相談し、対応窓口を弁護士とする準備を整えておくことは、効果的な対応策の一つです。

京都総合法律事務所では、「クレームガード」をご準備し、

- ① クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポート
- ② 担当者が弁護士に相談するための窓口の設置
- ③ 研修の実施
- ④ クレーム直接対応

を行います。

「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

【3】セミナー情報

【経営者・人事労務責任者必見 ハラスメント・コンプライアンス対応セミナー】

テーマ：経営者・人事労務責任者必見 ハラスメント・コンプライアンス

担当：弁護士 高田沙織

日時：2024年5月21日（火）11:00～12:00

会場：QUESTION 4F セミナールーム（京都信用金庫河原町支店のビル）

費用：2000円（税込）

※顧問契約・各種サポートプランご契約の方々は無料です。

概要：様々な企業の顧問弁護士としてハラスメント・コンプライアンス対応に携わってきた当事務所の弁護士が、ハラスメント・コンプライアンス対応を实践するうえでの仕組みづくりを詳しく解説します。社内のハラスメントから会社と従業員を守り、会社防衛を行うためにご参加ください。

<https://kyotosogo-law.com/post-5082/>

【経営者・人事労務責任者必見 カスタマーハラスメント対応セミナー】

テーマ：経営者・人事労務責任者必見 カスタマーハラスメント

担当：弁護士 前田宏樹

日時：2024年6月25日（火）11:00～12:00

会 場：QUESTION 4F セミナールーム（京都信用金庫河原町支店のビル）

費 用：2000 円（税込）

※顧問契約・各種サポートプランご契約の方々は無料です。

概 要：様々な企業の顧問弁護士としてカスハラ対応に携わってきた当事務所の弁護士が、カスハラ対応を実践するうえでの仕組みづくりを詳しく解説します。カスハラから会社と従業員を守り、会社防衛を行うために是非ご参加ください。

<https://kyotosogo-law.com/post-5082/>

【YouTube にて配信中！】

テーマ：2024 年 4 月 1 日施行「労働条件明示事項に関する法改正」「無期転換権行使の機会付与」の解説

担 当：弁護士 伊山正和

会 場：YouTube

費 用：無料

概 要：2024 年 4 月 1 日により施行される労働条件明示事項に関する法改正と無期転換権行使の機会付与義務について、企業側の立場から労務問題の解決に注力している伊山弁護士が 30 分の動画でコンパクトに解説いたします。

<https://www.youtube.com/watch?v=O7rdFKZzPak>

【YouTube にて配信中！】

テーマ：令和 5 年最高裁判決－ 5 分で押さえるワンポイント解説

担 当：弁護士 伊山正和

会 場：YouTube

費 用：無料

概 要：2023 年に出た次の 4 つの最高裁判例について、1 つ 5 分で 20 分程度にまとめた解説動画です。

①「その名は名ばかり残業代」（最判 R5.3.10）

②「トイレ判決というなかれ」（最判 R5.7.11）

③「何割減とかそうじゃない」（最判 R5.7.20）

④「免職・解雇はおおちがい」(最判 R5.6.27)

<https://www.youtube.com/watch?v=NfTyeo4Eto0>

【4】編集後記

2024年3月号、いかがでしたか？

メルマガ特典の過去に開催したセミナーのテキストや各種雛型等の無料ダウンロード先はこちらです。

https://kyoto-kigyohomu.com/?page_id=623

F1 第3戦オーストラリア GP は、角田裕毅選手が見事な7位！

初戦も第2戦も予選では速さを見せていただけに、ストラテジーへの疑問が呈されていましたが、第3戦は堅実なストラテジーを見せてくれて、ほっとしました。今の角田選手は、ストラテジーが安定すると結果がついてくる状態ですね！ハースの2台を抑え切ったことはとても素晴らしかったと思います。

次は日本 GP！普段は秋に開催される日本 GP が今年は春です。期待大です！

プロ野球は…オープン戦の結果は…気にしない…で良いですよ！

目の前の結果に一憂せず、勝った時は一喜し、心穏やかに過ごします。

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からお登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

知的財産専用ページ

<https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-team/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com